

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布及びWeb（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟（名古屋地裁）・第7回期日（20210115）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第597号

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

## 証拠説明書

令和2年（2020年）12月28日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 堀江哲史

外5名

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲A219	「各国の親子法制（養子・嫡出推定）に関する調査研究業務報告書」（抜粋）	2018年12月	公益社団法人商事法務研究会	1990年代以降、諸外国（報告書中で言及がなされている国としては、ドイツ、オーストリア、フランス、アメリカ）では、法律上の父子関係の成立を婚姻と分離して、子にとっての父子関係の必要性という視点から婚内子及び婚外子について統一的な規定を設ける方向性で法改正が進んでいること。現行法の生殖関係保護効果を同性間に適用しても、実際に、それが使われないだけで、何ら問題は生じないから、端的に、同性間でも、異性間と同様の法律婚を認めればよいこと。  （他地域の訴訟も含む）国の主張は、成り立ちようがないこと等（二宮周平教授意見書（甲A215）16頁参照）
甲A220の1	法務省のウェブサイト「法制審議会民法（親子法制）部会第1回会議（令和元年7月29日開催）」と題するページを印刷した文書	2020年9月30日（閲覧・印刷日）	法務省	法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定規定に関する規定の見直しの内容等。  同見直しは、いわゆる無戸籍児問題を契機として合理的な法律上の父子関係の成立方法とその安定化を志向するものであり、婚姻制度の目的という視点からのものではないこと（二宮周平教授意見書（甲A215）17頁参照）。

甲 A220 の2	法務省のウェブサイト「法制審議会民法（親子法制）部会第1回会議（令和元年7月29日開催）」と題するページ掲載の部会資料1「民法（親子法制）の見直しにおける主な検討事項」を印刷した文書	写し	2020年9月30日（閲覧・印刷日）	法制審議会民法（親子法制）部会	同上
甲 A221	「平成17年版国民生活白書（子育て世代の意識と生活）」（抄本）	写し	2005年8月	内閣府	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲 A222	書籍『憲法判例と裁判官の視線』（抄本）	写し	2019年10月10日	千葉勝美	婚外子相続分差別違憲決定において引用された統計資料の内容等。
甲 A223	「平成25年版厚生労働白書（若者の意識を探る）」（抄本）	写し	2013年9月	厚生労働省	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲 A224	「平成30年版我が国の人口動態」（抄本）	写し	2018年9月	厚生労働省	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲 A225	「平成30年国民生活基礎調査の概況」（抄本）	写し	2019年7月	厚生労働省	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲 A226	「令和元年版少子化社会対策白書」（抄本）	写し	2019年7月	内閣府	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。

甲A227 の1から7 まで	2019年版 人口統計資料 集（国立社会 保障・人口問 題研究所ウェ ブサイト掲載 のExcelデー タを印刷した文 書）	写 し	2019年11月 25日（ダウ ンロード 日）	国立社会保 障・人口問 題研究所	法律婚に関する統計資料の内容。
甲A228	NHK NE WS WEB のウェブサイト「『必ずし も結婚する必要 ない』7割 近くに」と題 するページを 印刷した文書	写 し	2020年6月 10日（閲 覧・印刷 日）	NHK	意識調査において、「結婚したら、子どもをもつのが当たり前だ」との回答は54%（1993年）から33%（2018年）に減少し、「結婚しても、必ずしも子どもをもたなくてよい」との回答は40%（1993年）から60%（2018年）に増加していることなど（二宮意見書（甲A215）23頁引用①）。
甲A229	「2018年 社会保障・人 口問題基本調 査第6回全国 家庭動向調査 結果の概要」 （抜粋）	写 し	2019年 9月13日	国立社会保 障・人口問 題研究所	2018年の調査において、「夫婦は子どもを持つのはじめて社会的に認められる」との回答は、35.8%（2008年）から24.7%（2018年）に減少しており、妻の年齢別に見ると若い世代ほど賛成の者が著しく少なくなっていることなど（二宮意見書（甲A215）23頁引用②）。
甲A230	「2015年 社会保障・人 口問題基本調 査（結婚と出 産に関する全 国調査）現代 日本の結婚と 出産」（抜 粋）	写 し	2017年 3月31日	国立社会保 障・人口問 題研究所	2015年の調査において、女性の未婚者及び既婚者の子どもを持つ理由として「子どもがいると生活が楽しく豊になるから」（未婚者73.3%、既婚者78.4%）との回答率が「結婚して子どもを持つことは自然なことだから」（未婚者39.0%、既婚者48.7%）との回答率よりも大きくなっていること。  「結婚したら、子どもは持つべきだ」という意識（未婚女性67.4%、既婚女性66.6%が賛成）は、「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」という意識（未婚女性88.4%、既婚女性85.0%が賛成）等に比べて、相対的に賛成割合が低くなっていること（二宮意見書（甲A215）23～25頁引用③、④、⑦）。

甲 A231	「第3回家族についての全国調査第一次報告書」(抜粋)	写し	2010年 4月	日本家族社会学会全国家族調査委員会	2009年の調査において、「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」との家族観について「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」との回答の合計は37.3%であるが、28～32歳女性では55.3%、33～42歳女性では55.3%、43～52歳女性では48.9%であったことなど(二宮意見書(甲A215)24頁引用⑤)。
甲 A232	「平成17年版国民生活白書『子育て世代の意識と生活』」(抜粋)	写し	2005年 8月	内閣府	2004年の調査において、「結婚の良い点・メリットは何か」との質問に対する回答は、未婚者・既婚者とも「家族や子どもを持てる」(58.2%、63.5%)、「精神的な安定が得られる」(54.3%、61.9%)、「好きな人と一緒にいられる」(58.0%、57.7%)が突出して多くなっていること。  また、「家庭はどのような意味を持つと感じているか」との質問に対する回答は、「家族の団らん」(54.9%、63.8%)、「休息・やすらぎの場」(55.4%、57.3%)、「家族の絆を強める場」(37.6%、50.8%)がトップ3であり、「子どもを生み、育てる場」(19.5%、27.0%)は相対的に低い割合であることなど(二宮意見書(甲A215)24～25頁引用⑥)。
甲 A233	「結婚・家族形成に関する調査報告書(平成23年3月)」(抜粋)	写し	2011年 3月	内閣府 政策統括官	2011年の調査において、既婚者が「結婚した理由」に対する回答は、「好きな人と一緒にいたかった」(61.0%)、「家族を持ちたかった」(44.2%)、「適齢期だと思った」(35.8%)、「子どもが欲しかった」(32.5%)との割合であったことなど(二宮意見書(甲A215)25頁引用⑧)。
甲 A234	「結婚・家族形成に関する調査報告書(平成27年3月)」(抜粋)	写し	2015年 3月	内閣府 政策統括官	意識調査において、未婚で将来結婚したいと回答した人の中では、「好きな人と一緒にいたい」(2011年は61.0%、2014年は68.9%)、「家族を持ちたい」(2011年は59.2%、2014年は70.0%)、「子どもが欲しい」(2011年は57.1%、2014年は70.0%)となっており、将来の結婚願望と「子どもや家族の形成」願望が連動していると考えられることなど(二宮意見書(甲A215)25頁引用⑧)。

甲 A235	衆議院ウェブサイト「人権擁護法案」と題するページを印刷した文書	写し	2019年11月19日（閲覧日）	衆議院	2002年（平成14年）に内閣が「性的指向」を含む事由を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することなどを内容とする人権擁護法案を国会に提出したこと。
甲 A236	性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方	写し	2016年5月24日	自由民主党	2016年5月24日、自民党の特命委員会が、「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」をとりまとめ、「LGBT理解増進法」の制定を進める方針を明らかにした事実。
甲 A237	論文「LGBTの現状と課題－性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き－」立法と調査394号	写し	2017年11月	中西絵里	自由民主党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」において、2016年5月、LGBTへの国民の理解が深まるよう基本計画策定等を政府に義務付けることなどを内容とする「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が取りまとめられるなどのLGBTへの差別解消に向けた動きがあること。
甲 A238	民進党ホームページ	写し	2016年5月27日	民進党	2016年5月27日、民進党ほか野党4党が、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を国会に提出した事実。
甲 A239	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案	写し	2016年5月27日	民進党・共産党・社民党・生活の党と山本太郎となかまたち	「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」の内容。
甲 A240	「性的指向・性同一性（性自認）に関するQ&A（令和元年版）」（抜粋）	写し	2019年6月	自由民主党 政務調査会 性的指向・性自認に関する特命委員会	自由民主党の「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための政府への要望」を受けた政府の諸施策への取組状況。  性的指向が本人の意思で選んだり変えたりすることが困難なものであるとの理解は国民一般にも広まっているものと考えられること。

甲 A241	「『人権擁護に関する世論調査』の概要」(抜粋)	写し	2017年 12月	内閣府 政府広報室	内閣府が実施している「人権擁護に関する世論調査」において、2012年8月と2017年10月の調査結果を比較すると、性的指向に関してどのような人権問題が起きているかという質問に対して、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」などの回答を選択する割合が増加する一方、「わからない」とする回答を選択する割合は減少していること。
甲 A242	書籍『マイヤーズ心理学』(抄本)	写し	2015年 4月21日	デーヴィッド・マイヤーズ著・村上郁也訳	性的指向が自らの意思で変えることは困難とされる医学的、科学的根拠等。
甲 A243	東京大学のウェブサイト「UTokyo BiblioPlaza - マイヤーズ心理学」のページを印刷した文書	写し	2019年 11月21日	東京大学(ウェブサイト開設者)、村上郁也(記事執筆者)	『マイヤーズ心理学』(甲 A233)がアメリカ等の各国の大学で使用されている標準的な心理学の教科書であること。
甲 A244	論文「LGBTの生物学的基盤」精神科治療学31巻8号	写し	2016年 8月	坂口菊恵	性的指向が自らの意思で変えることは困難とされる医学的、科学的根拠等。
甲 A245	法務省ウェブサイト「多様な性について考えよう～性的指向と性自認～」と題するページを印刷した文書(抜粋)	写し	2020年9月 30日(閲覧・印刷日)	法務省	法務省のウェブサイトの人権擁護に関するページにおいて、性的指向について、「自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に『気づく』ものです」との説明がなされていること。
甲 A246	スイスインフォの記事	写し	2020年 6月11日	スイス放送協会	スイスで同性間の婚姻を認める改正法案が国民議会(下院)で可決されたこと。
甲 A247	論文「『法律上の婚姻』とは何か(2):日仏法の比較研究」北大法学論集62巻3号	写し	2011年 9月30日	大島梨沙	ヨーロッパの教会法上、聖書の言葉から、男女の結合とモノガミー(二者間の結合)を前提に、男女が一体になるというのが婚姻の基本的な概念とされていることから、重婚は禁止され、同性間の婚姻はあり得ないものと解されていたことなど。

甲 A248	書籍『事実婚の現代的課題』（抄本）	写し	1990年 3月20日	二宮周平	1990年代の民法学説において、同性カップルが異性愛でないこと及び法的な家族の枠組みに入らないことで二重の偏見にさらされていることなどが指摘され、同性カップルにも準婚的保護を否定すべきではないと説かれたこと。
甲 A249	論文「諸外国の同性パートナーシップ制度」レファレンス平成22年4月号	写し	2010年 4月	鳥澤孝之	諸外国における同性婚及び同性パートナーシップ制度の導入状況等。
甲 A250	論文「諸外国の同性婚制度等の動向」調査と情報798号	写し	2013年 8月2日	鳥澤孝之	諸外国における同性婚及び同性パートナーシップ制度の導入状況等。
甲 A251	論文「同性カップルによる婚姻から家族形成へ」法律時報88巻5号	写し	2016年 5月	渡邊泰彦	諸外国における同性婚及び同性パートナーシップ制度の導入状況等。
甲 A252	Resolution adopted by the Human Rights Council 27/32 Human rights, sexual orientation and gender identity (A/HRC/RES/27/32) (国連人権理事会決議「性的指向・性自認と人権に関する決議」〔決議27/32〕)	写し	2014年 10月2日	国連人権理事会	2014年に国連人権理事会において性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別という課題への取組の継続を表明する「性的指向・性自認と人権に関する決議」(決議27/32)が採択され、日本も同決議に賛成票を投じたこと。
甲 A253	新聞記事	写し	2020年 9月22日	毎日新聞社	自治体のパートナーシップ制度を利用した同性カップルが1000組を超えたこと。

甲 A254	全国自治体パートナーシップ制度検討・実施状況	写し	2020年12月1日	同性パートナーシップ・ネットワーク（同性パートナーシップの法的保障を求める全国ネットワーク）	66の自治体でパートナーシップ制度が導入され、今後も埼玉県鴻巣市等複数の自治体で導入される予定であること。 検討中の自治体を含めると、制度対象の住民の総数は50,674,284人となり、2020年1月1日時点の日本の人口1億2602万人の4割を超えることになること。
甲 A255	論文「性の在り方の多様性と法制度－同性婚，性別変更，第三の性」レファレンス819号	写し	2019年4月20日	藤戸敬貴	諸外国における同性婚をめぐる動向，地方公共団体における「パートナーシップ」制度導入拡大の状況等。
甲 A256	新聞記事	写し	2020年9月21日	毎日新聞社	東京都世田谷区の区議会定例会において、田中文字子総務部長が「世田谷区においては、同性パートナーも、事実上の婚姻関係に準ずるとする社会通念が形成されているものと評価しております」と答弁したこと。
甲 A257	大阪市犯罪被害者等見舞金支給要綱	写し	2020年5月1日	大阪市	大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例第9条1項に基づく見舞金の支給対象である「配偶者」に、同性パートナーが含まれる旨明示されていること。
甲 A258	大阪市犯罪被害者等助成金交付要綱	写し	2020年5月1日	大阪市	大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例第9条2項等に基づく助成金の交付対象である「配偶者」に、同性パートナーが含まれる旨明示されていること。
甲 A259	札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱	写し	2020年7月28日	札幌市	支援金支給や日常生活等支援の対象者となる「遺族又は家族」にパートナーシップの関係にあった者も含まれる旨明示されていること。
甲 A260	ニュース記事	写し	2020年6月21日	一般社団法人共同通信社	茨城県の大井川知事が同性婚を認めるべき旨を明言したこと。
甲 A261	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	写し	2020年9月23日	京都府長岡京市議会	京都府長岡京市議会が、同性婚の法制化に関する議論の促進を政府などに求める意見書を全会一致で可決したこと。

甲 A262	「LGBTsを対象にした全国インターネット調査の結果から」と題する報告	写し	2020年 9月25日	宝塚大学教授 日高庸晴	性的マイノリティを対象とする調査において、若い世代ほどカミングアウトをしており、法律婚を望んでいる、という結果となったこと。
甲 A263	「男の絆—明治の学生からボーイズラブまで」（抜粋）	写し	2011年 5月25日	前川直哉	明治前期において、「男色」を肯定する考えが存在し、女色を好む「軟派」の男子学生よりも、男色を好む「硬派」こそが学生本来の姿であるという考えが存在していた事実、鶏姦条例制定の経緯により、男性間の肛門性交が犯罪とされるようになった経緯、「恋愛」の普及により、男女学生の交際も「恋愛」という言葉で語られるようになった事実、男女間における恋愛が結婚と結びつけられるようになったことにより、「結婚」と結びつくことが可能な異性間の関係は、同性間の関係性よりも優越していると考えられるようになった事実。
甲 A264	「明治初期刑事法の基礎的研究」（抜粋）	写し	1990年 10月15日	霞信彦	鶏姦規定が1882年に旧刑法の施行に伴って廃止された理由及び経緯。
甲 A265	「恋愛と性欲の第三帝国」『現代思想』第21巻第7号	写し	1993年 7月1日	古川誠	1910～1920年代に西洋の性科学が日本において性欲学として翻訳書を通して紹介され、性欲学の書物や雑誌が次々に出版された事実。
甲 A266	「変態性欲論」（抜粋）	写し	1925年 9月25日	羽太鋭治、 澤田順次郎	性欲学では、同性愛を「性欲本能の倒錯」「正常ならざる性欲」「不自然な性欲」であり、「一種の伝染病」として、「社会を破壊」するものとみなしたこと、そこでは男＝能動、女＝受動との役割が強調され、同性愛者は異性の精神をもっているがゆえに同性に惹かれるものとされていたこと。
甲 A267	「恐るべき同性の愛」『読売新聞』明治44年7月31日	写し	1911年 7月31日	読売新聞社	1911年7月に起きた女学校卒業生同士の心中事件についての報道内容。
甲 A268	「同性愛に陥れる女学生に告げたきこと」『婦人世界』大正15年9月号	写し	1926年 9月	川村理助	1920年代には、女学生たちの中での同性への「熱中」がブームとなっており、それが「同性愛」として認識されていた事実。

甲 A269	「同性の愛」 『女学世界』 大正9年10月号	写し	1920年 10月	渡邊たみ子	1920年代には、女学生同士の、あるいは女学校における親密な関係がたびたび新聞・雑誌記事で取り上げられ、これに対して、女性同士の親密な関係を賞賛し、異性に対する愛とも、男性同性愛とも異なるものとして擁護する意見が強かった事実。
甲 A270	「同性愛は恋愛と同じか」 『婦人公論』 昭和11年4月号	写し	1936年 4月	片岡鐵兵	1930年代には、1920年代に見られたような、女性の同性愛を称賛するような記事は見られなくなり、女性同士の同性愛が異性愛に比べいかに劣っているものか一方的に断定する論調の雑誌記事が見られた事実。
甲 A271	「同性を恋する心」『婦人公論』昭和8年10月号	写し	1933年 10月	杉田直樹	1930年代には、同性愛を性欲心理の発達段階に位置付けた上で、同性愛の段階で止まっている者を「精神の異常傾向者」とみなす論調の雑誌記事が見られた事実。
甲 A272	「『女子教育と同性愛』の問題」『婦人公論』昭和8年10月号	写し	1933年 10月	高良富子	1930年代には、同性愛を心身の発達途上における「一種の小児病」とみなす論調の雑誌記事も見られるようになった事実。
甲 A273	「逸脱と医療化—悪から病いへ—」(抜粋)	写し	2003年 11月10日	ピーター・コンラッド、ジョセフ・シュナイダー	アメリカにおいて、1969年6月に発生した「ストーンウォール・インの暴動」を契機に、ニューヨークでプライド・パレードが始まるなど、より戦闘的なノーマライゼーションを目指す方向に運動展開が変化した事実、アメリカで、1970年代初頭には、同性愛を精神疾患とみなしていた精神医学界への働きかけが行われ、同性愛の脱病理化が進められた事実。
甲 A274	「同性愛と異性愛」(抜粋)	写し	2016年 11月25日	風間孝、河口和也	1970年代前半に、東郷健、大塚隆史など、同性愛者として自らのセクシュアリティを公言するカミングアウトを行い、同性愛者の可視化を主張し始めるゲイ男性も現れた事実、AIDSを男性同性愛者の病気とする偏見に抗議するため「IGA日本」、「動くゲイとレズビアンの会」などが結成された事実、府中青年の家事件において、東京都が、動くゲイとレズビアンの会の青年の家利用拒絶を正当化するにあたり、文部省指導資料や「広辞苑」、「イミダス」などに同性愛が異常とされていることを根拠としてあげていた事実。

甲 A275	「1970年代以降の首都圏におけるレズビアン・コミュニティの形成と変容 集合的アイデンティティの意味づけ実践に着目して」 (抜粋) 『クィア・スタディーズをひらく1 アイデンティティ、コミュニティ、スペース』所収	写し	2019年 10月20日	杉浦郁子	1970年代後半に、自らをレズビアン・フェミニストと呼ぶ女性たちが相次いでミニコミ誌を発行し、自らの声を発信するようになった事実、1970年代までのメディアに登場するレズビアンは、レズビアンは性に「奔放」であるというイメージを伴って描かれていた事実、レズビアン・フェミニストたちは、異性愛規範を女性をジェンダー役割のなかに押し込め不自由を強いるものとして問題化した事実。
甲 A276	「同性婚—ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史—」 (抜粋)	写し	2006年 6月8日	ジョージ・ チョー ン シー	1980年代前半、AIDSは同性愛と強く結びつけられ、偏見や差別が強められた事実、アメリカでは当時の大統領の無策から自衛のため自助組織や支援グループが多数作られた事実、パートナーがAIDSで入院したり、亡くなったりすることで、看病やケア・相続権や居住権・遺言や葬儀などをめぐって、様々な「家族」問題が噴出することとなった事実。
甲 A277	「日本の『ゲイ』とエイズコミュニティ・国家・アイデンティティ」(抜粋)	写し	2013年 7月21日	新ヶ江章友	日本におけるAIDS第1号患者は血友病患者であったが、厚生省は、この患者をあえてAIDSと認定せず、日本に一時帰国中のアメリカ在住のゲイの男性芸術家を日本におけるAIDS第1号患者として発表した事実。
甲 A278	「AIDS患者発生等における留意点について」	写し	1985年 7月12日	厚生省保健 医療局感染 症対策室長	昭和60年当時の厚生省が性的接触によりAIDSに感染する可能性が高い者として男性同性愛者を挙げていた事実。
甲 A279	「日本精神医学と同性愛(第1版)」	写し	1993年 1月29日	動くゲイと レズビアン の会	動くゲイとレズビアンの会が、日本精神神経学会及び日本精神科診断学会あてに、1993年3月、同性愛についての見解を問う質問状を送付した事実及びその後の両学会への働きかけの経緯。
甲 A280		写し			

甲 A281	「LGBTヒストリーブック 絶対に諦めなかった人々の100年の闘い」(抜粋)	写し	2019年 12月21日	ジェローム・ポーレン	ハワイ州最高裁判所が、同性愛者に対して結婚を禁止することはハワイ州憲法の平等権修正条項に違反しているとの画期的な判決を下したが、そのことが同性婚反対派の危機感を強め、1996年に、連邦議会で結婚防衛法が成立し、16州の州議会が州レベルの婚姻防衛法を可決した事実。
甲 A282		写し			
甲 A283	「いじめの防止等のための基本的な方針」	写し	2017年 3月14日	文部科学大臣	文部科学省が、いじめ防止等にあたり、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」旨の方針を発表した事実。
甲 A284	「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知)」	写し	2010年 4月23日	文部科学省 初等中等教育 児童生徒課、ス ポーツ・青年 局学校健康 教育課	文部科学省が各都道府県の教育委員会等に対し、性同一性障害のある児童生徒について、その心情に十分配慮した対応を求めた事実。
甲 A285	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	写し	2015年 4月30日	文部科学省 が各都道府 県の教育委 員会	文部科学省が各都道府県の教育委員会等に対し、性同一性障害に係る児童生徒への学校での支援体制や医療機関、保護者、教育機関との連携とともに、いじめ文部科学省初等中等教育局児童生徒課長や差別を許さない適切な生徒指導や人権教育を推進すること、そして性同一性障害および同性愛者等の性的マイノリティの児童生徒が相談しやすい環境を整備することを求めた事実。
甲 A286	「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」	写し	2016年	文部科学省 初等中等教 育局児童生 徒課	文部科学省が、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を受けて、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめた事実。その中で、性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実等を求めている事実。

甲 A287	「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」	写し	2018年 12月	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構が、大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的として、性的マイノリティである学生が学生生活を送るうえで大学等に求められる対応に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、必要となる支援等について記載した資料を作成した事実。
甲 A288	報道発表資料 「男女雇用機会均等法施行規則を改正する省令等を公布しました～間接差別となり得る措置の範囲の見直し等を行い、平成26年7月1日に施行～」	写し	2013年 12月24日	厚生労働省 機会均等・ 児童家庭局 雇用均等政 策課	2013年に男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメント指針が改正され「セクシュアル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれる」ことが明記された事実。
甲 A289	「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」	写し	2016年 8月2日	厚生労働省	2016年のセクシュアル・ハラスメント指針の改正において、「被害を受けたものの性的指向や性自認にかかわらず、本指針の対象となる」と記された事実。
甲 A290	「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	写し	2020年 1月15日	厚生労働大臣 加藤勝信	2019年の労働施策推進法の改正に伴い策定された指針に、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」や「労働者の性的指向・性自認について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」がパワハラの例として記載されたこと。
甲 A291	「CSR企業総覧 2016年版 LGBTに対する基本方針（権利の尊重や差別の禁止など）『あり』 会社一覧」	写し	2016年 1月4日	株式会社東 洋経済新報 社	2016年版「CSR企業総覧」においてLGBTに対する基本方針があると回答した企業は13.1%（173社）であった事実。

甲 A 292	「CSR企業総覧 (雇用・人材 活用編) 2020 年版 LGBTに 対する基本方 針(権利の尊 重や差別の禁 止など)『あ り』会社一 覧」	写 し	2019年 12月3日	株式会社東 洋経済新報 社	2020年版「CSR企業総覧」においてLGBTに 対する基本方針があると回答した企業は 33.8% (364社) であった事実。
甲 A 293	論文「日本国 憲法からみる 家族」法学セ ミナー増刊総 合特集シリー ズ31号	写 し	1985年10月	横田耕一	1980年代の憲法学説において、同性 のペアが同居する家族についても、個人 の尊厳と両性の本質の平等原則が貫徹し ている限り、両親と子からなる「伝統的 家族」と同等に尊重擁護されなければなら ないと説かれたこと。
甲 A 294	論文「同性婚 と平等保護」 法学論集43 巻2号	写 し	2009年 9月	大野友也	同性婚の禁止は性に基づく差別と構成す ることができ、その正当化には合理性の 審査よりも厳格な審査が要求されること から、同性婚を認めない日本の法体制が そのような審査に耐えられるか否かを検 討する必要があると指摘する憲法学説の 存在及び内容。
甲 A 295	論文「日本国 憲法と同性 婚」月報全青 司452号	写 し	2017年 12月	大野友也	憲法13条の自己決定権及び14条の性 別に基づく差別の禁止という観点からす れば、同性婚を認めないことは違憲であ ると論ずる憲法学説の存在及び内容。
甲 A 296	書籍『LAW IN CONT EXT憲法』 (抄本)	写 し	2010年 12月25日	松井茂記	同性婚が認められていないことについて は、憲法14条1項及び24条の平等権 の侵害の主張と、憲法13条あるいは2 4条に根ざす結婚の自由ないし結婚の権 利の侵害の主張があり得るとし、仮に厳 格審査ではなく合理的根拠基準が適用さ れるものとしたとしても、なぜ同性婚が 認められないのかについて説得的な根拠 を持ち出すことは容易ではなく、婚姻制 度が異性間のものでなければならぬ理 由は存しないかもしれない旨を指摘する 憲法学説の存在及び内容。
甲 A 297	論文「明文根 拠を欠く基本 的人権の保 障」	写 し	2012年 3月30日	松井茂記	憲法24条は、性別にかかわらず女性も 男性も平等に婚姻できることを定めたも のにすぎないと解することができれば、 同性婚を否定すべき理由にはならず、同 性婚の否定は、たとえ緩やかな審査を適 用したとしても正当で合理的な目的とい えるかどうか疑問がありうる論ずる憲 法学説の存在及び内容。

甲 A298	論文「同性婚と憲法」（時の法令1976号）	写し	2015年 4月	福嶋敏明	憲法24条の制定趣旨を重視すれば、同条は必ずしも同性婚を排除するものと解する必要はなく、そのように解した場合、同性婚を認めないことについては、憲法13条及び憲法14条1項との適合性が問われることになるところ、同性婚の否定は、同性カップルに婚姻制度への平等アクセスを否定するのみならず、同性愛者にスティグマを付与するおそれがあるものであり、また、婚姻と生殖との不可分性に異を唱える見方によれば、同性カップルに婚姻を否定する理由はなくなるとの結論が導き出され得ることを指摘する憲法学説の存在及び内容。
甲 A299	論文「日本国憲法における同性婚の位置」 専修法学論集135号	写し	2019年 3月	榎透	同性カップルの婚姻の自由は、憲法24条で保障されなくても13条で保障されると理解すべきであり、また、婚姻に関する現行法をめぐる同性カップルと異性カップルの間の取り扱いの差異は、「社会的身分」等に基づく不合理な区別として憲法14条1項で違憲と評価される可能性があるところ、法律婚という制度の目的が、生殖の奨励や核家族の保護であっても、共同生活を営むことへの法的承認であっても、同性婚を認めない現行法は、もはやその正統性が疑わしく、憲法13条及び14条1項に違反すると考えられると論ずる憲法学説の存在及び内容。
甲 A300	論文「同性婚の未規定性の憲法適合性：婚姻の自由ではなく人格権の問題として」 関西大学法学論集69巻3号	写し	2019年 9月	西村枝美	家族と過ごす時間、親しい人と過ごす時間など、個人的な人間関係をはぐくむ場である私的領域の形成、維持を可能とする法制度の形成は憲法13条に基づく立法者の義務であるから、同性カップルに私的領域を否定するに値するだけの法益がおよそ存在しないにもかかわらず、同性カップルに私的領域の形成、維持を可能とする法制度を付与しないことは憲法13条に違反する上、婚姻制度の目的を、当事者の私生活の保護と生殖の保護のいずれに解するにせよ、異性のカップルのみを対象としている現在の法律上の婚姻は、立法目的からして包摂すべき対象者を合理的理由なく限定していることから、過少包摂であり憲法14条1項に違反すると論ずる憲法学説の存在及び内容。
甲 A301	書籍『立憲主義と日本国憲法』（抄本）	写し	2001年 3月20日	高橋和之	2001年に出版された憲法の概説書では、「結婚の自由については憲法24条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の婚姻まではカバーしていないというのが通説である。」との記述がなされていたこと。

甲 A 302	書籍『立憲主義と日本国憲法 第5版』 (抄本)	写し	2020年 4月15日	高橋和之	近時の憲法の概説書では、「結婚の自由については憲法24条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の婚姻まではカバーしていないというのが通説であった。」との記述がなされていること。
甲 A 303 の1	茨城県ホームページ	写し	2020年 9月11日 更新	茨城県	茨城県が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年7月1日から開始したこと。
甲 A 303 の2	いばらきパートナーシップ 宣誓制度実施 要綱	写し	(保存) 2020年 11月5日	茨城県	同上
甲 A 304 の1	茨城県ホームページ	写し	2019年 6月24日 更新	茨城県	上記茨城県の制度が、「基本的人権に関わる」ものであり、「スピーディな対応」が必要であるとの認識のもとに導入されたものであること等。
甲 A 304 の2	東京新聞記事	写し	2019年 7月13日	中日新聞社	上記茨城県の制度に基づき、宣誓書を受領したカップルに関して、県内四十四市町村に公営上宅の入居の手続などで戸籍上の家族と同様の取扱いを受けられるように呼びかけをしていること。
甲 A 305	北九州市ホームページ	写し	2020年 4月1日 更新	福岡県 北九州市	福岡県北九州市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年7月1日から開始したこと。
甲 A 306 の1	三豊市ホームページ	写し	2020年 3月2日 更新	香川県 三豊市	香川県三豊市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年1月1日から開始したこと。
甲 A 306 の2	三豊市パートナーシップの 宣誓の取扱い に関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月5日	香川県 三豊市	同上
甲 A 307 の1	西尾市ホームページ	写し	2019年 8月14日 更新	愛知県 西尾市	愛知県西尾市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を令2019年9月1日から開始したこと。
甲 A 307 の2	西尾市パートナーシップの 宣誓の取扱い に関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月5日	愛知県 西尾市	同上
甲 A 308	長崎市ホームページ	写し	2019年 9月27日 更新	長崎県 長崎市	長崎県長崎市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年9月2日から開始したこと。

甲 A309	三田市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月5日	兵庫県 三田市	兵庫県三田市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年10月1日から開始したこと。
甲 A310	交野市ホームページ	写し	2020年 1月31日 更新	大阪府 交野市	大阪府交野市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年11月22日から開始したこと。
甲 A311	横浜市ホームページ	写し	2020年 10月1日 更新	横浜市	横浜市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年12月2日から開始したこと。
甲 A312	大東市ホームページ	写し	2019年 12月23日 更新	大阪府 大東市	大阪府大東市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年12月4日から開始したこと。
甲 A313 の1	鎌倉市ホームページ	写し	2020年 9月1日 更新	神奈川県 鎌倉市	神奈川県鎌倉市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2019年12月4日から開始したこと。
甲 A313 の2	鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月5日	神奈川県 鎌倉市	同上
甲 A314 の1	尼崎市ホームページ	写し	2020年 10月15日 更新	兵庫県 尼崎市	兵庫県尼崎市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年1月6日から開始したこと。
甲 A314 の2	尼崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月5日	兵庫県 尼崎市	同上
甲 A315 の1	大阪府ホームページ	写し	2020年 9月2日 更新	大阪府	大阪府が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年1月22日から開始したこと。
甲 A315 の2	大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月5日	大阪府	同上
甲 A316	さいたま市ホームページ	写し	2020年 6月16日 更新	さいたま市	さいたま市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A317 の1	新潟市ホームページ	写し	2020年 9月14日 更新	新潟市	新潟市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。

甲 A 317 の2	新潟市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	新潟市	同上
甲 A 318	浜松市ホームページ	写し	2020年 7月3日 更新	静岡県 浜松市	静岡県浜松市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 319	相模原市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	神奈川県 相模原市	神奈川県相模原市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月から開始したこと。
甲 A 320 の1	東京都港区ホームページ	写し	2020年 10月2日 更新	東京都 港区	東京都港区が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 320 の2	港区みなとマリアージュ制度に関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	東京都 港区	同上
甲 A 321 の1	東京都文京区ホームページ	写し	2020年 8月17日 更新	東京都 文京区	東京都文京区が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 321 の2	文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	東京都 文京区	同上
甲 A 322 の1	逗子市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	神奈川県 逗子市	神奈川県逗子市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 322 の2	逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	神奈川県 逗子市	同上
甲 A 323 の1	大和郡山市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	奈良県 大和郡山市	奈良県大和郡山市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 323 の2	大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	奈良県 大和郡山市	同上

甲 A 324	奈良市ホームページ	写し	2020年 3月12日 更新	奈良市	奈良市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 325	高松市ホームページ	写し	2020年 10月28日 更新	高松市	高松市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 326	古賀市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	福岡県 古賀市	福岡県古賀市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 327	徳島市ホームページ	写し	2020年 7月29日 更新	徳島市	徳島県徳島市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 328	木城町ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	宮崎県 木城町	宮崎県木城町が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年4月1日から開始したこと。
甲 A 329	川越市ホームページ	写し	2020年 9月7日 更新	埼玉県 川越市	埼玉県川越市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年5月1日から開始したこと。
甲 A 330	豊明市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	愛知県 豊明市	愛知県豊明市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年5月1日から開始したこと。
甲 A 331	伊丹市ホームページ	写し	(保存) 2020年 11月2日	兵庫県 伊丹市	兵庫県伊丹市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年5月15日から開始したこと。
甲 A 332	芦屋市ホームページ	写し	2020年 10月1日 更新	兵庫県 芦屋市	兵庫県芦屋市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年5月17日から開始したこと。
甲 A 333	富田林市ホームページ	写し	2020年 6月17日 更新	大阪府 富田林市	大阪府富田林市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から開始したこと。
甲 A 334 の1	川崎市ホームページ	写し	2020年 10月20日 更新	神奈川県 川崎市	神奈川県川崎市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から開始したこと。
甲 A 334 の2	川崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	神奈川県 川崎市	同上
甲 A 335	葉山町ホームページ	写し	2020年 7月1日 更新	神奈川県 葉山町	神奈川県葉山町が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から開始したこと。

甲 A336	いなべ市ホームページ	写し	2020年 7月1日 更新	三重県 いなべ市	三重県いなべ市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から開始したこと。
甲 A337	岡山市ホームページ	写し	2020年 10月29日 更新	岡山市	岡山市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年7月1日から開始したこと。
甲 A338	川西市ホームページ	写し	2020年 10月20日 更新	兵庫県 川西市	兵庫県川西市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年8月1日から開始したこと。
甲 A339 の1	京都市ホームページ	写し	2020年 8月3日 更新	京都市	京都市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年9月1日から開始したこと。
甲 A339 の2	京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	写し	(保存) 2020年 11月2日	京都市	同上
甲 A340	貝塚市ホームページ	写し	2020年 8月28日 更新	大阪府 貝塚市	大阪府貝塚市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年9月1日から開始したこと。
甲 A341	坂戸市ホームページ	写し	2020年 9月15日 更新	埼玉県 坂戸市	埼玉県坂戸市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年9月1日から開始したこと。
甲 A342	小金井市ホームページ	写し	2020年 10月22日 更新	東京都 小金井市	東京都小金井市が同性間で利用できるパートナーシップ制度を2020年10月20日から開始したこと。
甲 A343 の1		写し			
甲 A343 の2		写し			
甲 A344 の1		写し			
甲 A344 の2		写し			

甲 A 345		写し			
甲 A 346		写し			
甲 A 347		写し			
甲 A 348		写し			
甲 A 349		写し			
甲 A 350		写し			
甲 A 351		写し			
甲 A 352		写し			
甲 A 353		写し			
甲 A 354		写し			

甲 A 355		写し			
甲 A 356		写し			
甲 A 357		写し			
甲 A 358		写し			
甲 A 359		写し			
甲 A 360		写し			
甲 A 361		写し			
甲 A 362		写し			
甲 A 363		写し			
甲 A 364		写し			

甲 A 365		写し			
甲 A 366		写し			
甲 A 367		写し			
甲 A 368		写し			
甲 A 369		写し			
甲 A 370		写し			
甲 A 371		写し			
甲 A 372		写し			
甲 A 373 の1		写し			
甲 A 373 の2		写し			

甲 A373 の3		写し			
甲 A374		写し			
甲 A375		写し			

以上